

公募に関する質問、回答

事業名：介護福祉士資格の取得を目指す外国人留学生マッチング支援体制の構築事業

項目	該当箇所	質問内容	回答
実施要領	2. 事業の概要	ア 県内介護施設等・養成施設に対する説明会の開催 オンラインでの開催は可能か。	可能です。
実施要領	2. 事業の概要	イ 県内介護施設等・養成施設のニーズの把握 具体的にどのようなことをイメージしているのか。	介護福祉士資格取得を目指す留学生を確保するため、県が実施主体となって「マッチング支援団体」に委託し、県内養成施設に留学してもらい、県内介護施設等に就職するまでのマッチングを一元的に行い、円滑な受入支援体制を構築することが目的です。この目的に沿った留学生確保のニーズの把握と捉えてください。
実施要領	2. 事業の概要	ウ 留学生候補者の選定について 見込んでいる留学生の数を教えてください。	どの程度の留学生を見込めるか企画提案してください。
実施要領	2. 事業の概要	ウ 留学生候補者の選定について 養成施設入学前に必要に応じて日本語学校へ入学させることになるが、日本語学校卒業時に、留学生本人が介護ではない道を希望した場合はどのように対応することを想定しているのか。	仕様書の8誓約書、(2) 留学生候補者の遵守事項②に記載があるとおり、留学生は日本語学校卒業後、養成施設に進学し、福岡県内の介護施設等に就職することとしています。介護ではない道を希望することを想定していないため、回答は差し控えさせていただきます。
実施要領	2. 事業の概要	ウ 留学生候補者の選定について 留学生に費用負担を求めないということは、学生寮の家賃は「生活費」と考えて良いのか。	「生活費」と考えていただいて結構です。
実施要領	2. 事業の概要	ウ 留学生候補者の選定について 斡旋業者とは具体的にどのような業者を想定しているのか。	留学手続き代行、留学先あっせん、滞在中のサポートなどを行う「留学あっせん業者」を想定しています。

項目	該当箇所	質問内容	回答
実施要領	2. 事業の概要	その他 介護養成施設が確保できない場合は？	介護養成施設を確保できるよう調整してください。
実施要領	2. 事業の概要	その他 外国の日本語学校確保が困難な場合は？	日本の日本語学校を想定しています。確保できるよう調整・企画してください。
仕様書	6. 実施要件	①原則として再委託を行わないこと 専門家への入管申請取次委託は再委託になるのか。ならないとして、その費用は「⑥その他必要な経費」に含まれるのか。	再委託となります。ただし、取次ぎを行える者が限定されているため、事前に県へ報告のうえ、調整してください。また、その費用は「⑥その他必要な経費」に含まれます。
仕様書	6. 実施要件	①原則として再委託を行わないこと 留学生候補の確保で送り出し国の教育訓練機関に再委託を予定しています。「事前に県に承認を受けること」とありますが、どのタイミングで県に申請すればよいのか。	県との契約のタイミングで協議、調整してください。
仕様書	7. 事業の実施に関する留意事項	(1) 留学生候補者について N4での入国であり、日本語教育は必須だと思われる。日本語学校、養成校での育成となり、長期間となる。途中での挫折対策は？	N4以上での入国となります。本事業は留学生と県内養成施設・介護施設等とのマッチングまでの事業となります。あくまで入国までをサポートするものであり、その後、養成施設に在籍中は介護施設等と養成施設が、就職後は介護施設等が生活サポートを行うものとします。県の補助として参考までに、外国人留学生奨学金等支援事業費補助金等があります。
仕様書	7. 事業の実施に関する留意事項	(3) 養成施設について 補助金及び奨学金などの経費負担が増大する。奨学金、住居確保など施設負担が膨大となるがその対策は？	本事業は留学生と県内養成施設・介護施設等とのマッチングまでの事業となります。あくまで入国までをサポートするものであり、その後、養成施設に在籍中は介護施設等と養成施設が、就職後は介護施設等が生活サポートを行うものとします。県の補助として参考までに、外国人留学生奨学金等支援事業費補助金等があります。

項目	該当箇所	質問内容	回答
仕様書	7.事業の実施に関する留意事項	(3) 養成施設について 入国後の支援体制が受入施設に一任されており、外部からの支援体制がない。特定技能、技能実習では確立している。何か対策は？	本事業は留学生と県内養成施設・介護施設等とのマッチングまでの事業となります。入国後の支援体制については、マッチング後の内容となりますので、回答は差し控えさせていただきます。
仕様書	7.事業の実施に関する留意事項	(2) 介護施設等について (3) 養成施設について 養成施設、介護施設等の選定については「十分に県と協議すること」となっているが、ニーズを把握して「留学生の受け入れを希望している」「外国人介護士の採用を希望している」となっても、落選することもあり得るということか？	養成施設、介護施設等の選定にあたっては、県に選定案の確認を取ったうえで、事業を進めてください。
仕様書 4/7 追加	4 事業内容	(5) 合同面接会の開催 合同面接会だと日程が調整しづらい等想定されるため、状況によっては個別の面接会実施でも構わないか。	合同面接会は実施してください。その上で、個別の面接会を実施する分に関しては、問題ありません。
仕様書 4/7 追加	7.事業の実施に関する留意事項	国内の日本語学校の在学期間は何年を想定しているのか。	1年間で想定しています。
仕様書 4/7 追加	4 事業内容	(6) 入国申請手続き 通常、留学の在留資格認定申請は日本語学校が行うが、そのサポートをする理解でよろしいか。また、日本語学校在籍中のサポートは日本語学校にも協力いただく想定で問題ないか。	認識のとおりです。 本事業は留学生と県内養成施設・介護施設等とのマッチングまでの事業となります。入国後のサポートについては、企画提案してください。

項目	該当箇所	質問内容	回答
仕様書 4/7 追加	4 事業内容	(6) 入国申請手続き 過去本事業の来日希望留学生の入国申請で在留資格認定証明書不交付となった事例はあるか。	事例はありません。
仕様書 4/7 追加	4 事業内容	(6) 入国申請手続き (2) 介護施設等について③「日本語学校及び養成施設修学期間中における奨学金を準備する等」とあるが、県の施策として「福岡県外国人留学生奨学金等支援事業費補助金」等の制度があると思うが、申請手続きは介護施設等と県で行うという認識で問題ないか	認識のとおりです。
仕様書 4/7 追加	7.事業の実施に関する留意事項	(2) 介護施設等について③ 日本語学校及び養成施設修学期間中における奨学金を準備する等、留学生の負担がないようにしていること、とあるが養成施設修学中に介護福祉士修学資金を利用する場合、令和7年度から公益社団法人日本介護福祉士養成施設協会が始まる「介護福祉士修学資金保証制度」を案内しても差し支えないか。	「介護福祉士修学資金保証制度」が活用可能か、公益社団法人日本介護福祉士養成施設協会と協議の上、案内をお願いします。
仕様書 4/7 追加	8 誓約書について	(3) 養成施設の遵守事項① 留学生の介護福祉士国家試験の合格に努めること。とあるが、令和8年度まで延長となっている介護福祉士国家試験経過措置が就労後は養成施設の卒業のみでは介護福祉士になれない可能性がある。経過措置が再延長されるのかどうかの情報や延長されない場合どのような在留資格で卒業後の留学生が介護施設等に就労できるのか、また修学資金の返済はどうか等県で持っている情報があれば開示いただきたい。	経過措置に関して、県で持ち合わせている情報はありません。

項目	該当箇所	質問内容	回答
仕様書 4/7 追加	9 経費の支払	留学生を海外から招へいする際には当該国で認可された留学代理店を通じて人材を募集するため、当事業でも現地留学代理店を使用することを想定しています。また学生を代理店に募集を依頼する際には日本語学校等から募集費用を支払うのが通例となっています。今回 JLPT N4 保有の優秀な学生を集めるため、現地留学代理店にプラスの手数料を支払う想定だが、事業費からの支出で問題ないか。	事業費からの支出で問題ありません。ただし、日本語学校等に支払う経費は受入施設等が負担する必要があります。
仕様書 4/7 追加	7.事業の実施 に関する 留意事項	(1) 留学生候補者について N4 保有は入国時点ということで構わないか。	既に N4 以上の認定を受けている者を、留学生候補者として選定してください。
仕様書 4/7 追加	7.事業の実施 に関する 留意事項	(2) 介護施設等について③ 「日本語学校及び養成施設修学期間中における奨学金を準備する等、留学生の負担がないようにしていること。」となっているが、学費・家賃等は介護施設等がすべて負担しないといけないのか。	生活費を除いて、修学期間中は奨学金を準備する等、留学生の負担がないようにしてください。なお、留学生の受入れに当たっては福岡県で実施している補助金の活用が可能ですので、以下の HP をご参照ください。なお、家賃は「生活費」と考えていただいで結構です。 福岡県 HP (外国人介護人材) https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/gaikokukaigo.html 就学期間終了後、奨学金の返還の取扱い(返還・免除・一部免除等)は介護施設等毎に異なりますので、介護施設等と協議の上、事業を実施してください。
過年度 実績に ついて 4/7 追加		過年度の留学生候補者の受け入れ数・来日実績数(養成施設別)をご教示ください。	令和5年度は13人です。 令和6年度は25人を見込んでおります。 養成施設別毎の人数は、企画提案に関わることで非開示とさせていただきます。